

仕 様 書

1. 件名

生活空間において発生または提示される音情報に関する聴取実験の委託業務

2. 研究の概要

産業技術総合研究所人間情報インタラクション研究部門（以下、「産総研」という。）では、生活空間内で生じる音情報に対する感受性や情報取得の状況を明らかにするための研究をしている。

3. 作業の概要

本作業は生活空間内で生じる音（上階で物を落としたような突発的に生じる騒音等）の内容認識および感じ方についてのデータを収集するため、若齢者から青壮年者、そして高齢者に対する聴感実験を実施することを目的とし、被験者実験を委託するものである。

4. 作業の構成

4-1: 被験者募集作業

4-2: 実験実施作業

5. 作業構成別仕様

5-1: 被験者募集作業

5-1-1: 受注者にて以下の条件の被験者を募集すること。

【被験者の条件】

- ・ 20 歳代から 70 歳代の男性（各年代 10 名ずつ）および 20 歳代から 70 歳代の女性（各年代 10 名ずつ）
- ※偏りのないよう調整し、計 120 名とすること。
- ・ 消毒用アルコールに対してかぶれない方であること。
- ・ 受注者が実施する実験室まで自力で来ることができる方であること。
- ・ 聴感実験を行うため、聴力に著しい不安がない方であること。
- ・ 防音室内での実験を行うため、閉所恐怖症でない方であること。

5-2: 実験実施作業

5-2-1: 聴感実験

1 タスクあたりの実施にかかる時間はおよそ 20 分であり、聴力測定、事務手続き、実験説明とインフォームド・コンセントの取得、アンケート回答、休憩を含め、被験者 1 名あたりの拘束時間は 1.5 時間を超えないこと。

- ・聴感実験は、受注者が用意する防音室で実施すること。
- ・防音室は、被験者 1 名が座れ、タッチパネルでの回答を行うための机を配置していること。
- ・産総研から貸与する実験機材一式を活用して、聴感実験を実施すること。
- ・実験実施前には、産総研の人間工学実験委員会で承認を得た実験計画の説明を行い、被験者から書面でインフォームド・コンセントを取得すること。
- ・周囲の騒音環境に配慮すること。
- ・実験実施前には、聴力測定を実施すること。
- ・実験はプログラムを終了まで動作させることを 1 タスクとし、合計 2 タスク実施すること。
- ・被験者の疲労を考慮し、タスクの間には適宜休憩を設けること。

5-2-2: アンケート調査

被験者の属性（性別、年齢、感受性、性格的特性、認知機能、不眠状態等）のアンケート調査を行うこと。

- ・アンケートについては、産総研で用意する Microsoft Forms のフォームを活用すること。
- ・アンケートに回答するための情報通信端末（ノート型 PC、タブレット端末等）は、受注者側で用意すること。

6. 特記事項

6-1: 受注者は以下の資格を取得していること。

- ・過去に音声や映像を用いた人間工学実験の業務に従事する人材が実施すること。
- ・ISO27001 規格の ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を保有していること。
- ・音声や映像を被験者から収集した実績が 5 年以上かつ 10 件以上あること。
- ・ヒトを対象とした実験を実施するにあたり、実験実施に携わる者のうち、2024 年 4 月 1 日以降に、産総研の定める人間工学実験に関する教育訓練（APRIN e ラーニングプログラム（略称:eAPRIN）もしくは ICR 臨床研究入門（略称:ICRweb））を受講していない者は、契約後速やかに受講し、修

了証を調達請求者へ提出すること。eAPRIN の受講に限り、受講にかかる費用を産総研が負担可能である。2024 年 4 月以降に当該教育訓練を修了している場合、受講を免除し、契約後速やかに修了証を提出すること。

7. 貸与品

7-1:音提示プログラム入りノート型 PC (XPS17、Dell 社製)、1 台

7-2:回答用タッチパネル (400-LCD003、サンワサプライ社製)、1 台

7-3:オーディオインタフェース (UAC-2、Zoom 社製)、1 台

7-4:ヘッドホン (HD559、Sennheiser 社製)、1 台

7-5:オージオメータ (AA58、リオン社製)、1 台

7-6:被験者説明用プログラム操作方法 (紙媒体ラミネート処理)、1 枚

上記貸与品は、実験実施前に産総研から受注者へ郵送もしくは事前打ち合わせ時に貸与する。実験完了後は産総研担当者が訪問して回収、もしくは郵送によって返却すること。

8. 納入物品

8-1:作業報告書 1 部 (紙媒体または電子媒体)

※電子媒体の場合、原則として USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

8-2:実験データ 一式 (電子媒体、「7. 貸与品」7-1 のノート型 PC 内蔵の電磁的記録媒体に保存)

9. 納入場所

〒305-8566 茨城県つくば市東 1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 人間情報インタラクション研究部門

つくばセンター中央事業所 6 群 6-11 棟 328 室

10. 納入の完了

本件は「8. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

11. 納入期限

2024 年 12 月 2 日

12. 付帯事項

12-1:本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うも

のとする。

12-2: 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

12-3: 請負者の責において及ぼした損害は、請負者が賠償すること。

12-4: 本作業において発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法規を遵守し、適切に処理すること。

以上

保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等の定めるところにより、以下の事項に従って契約を履行しなければならない。

- ① 受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ② 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④ 受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥ 受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 産総研は、受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生し、産総研が損害を受けたときは、本契約を解除し、受注者に損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑩ 産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本

契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。

- ⑪ 受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施すること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ⑫ 受注者は、⑪により再委託する第三者が外国にある場合は、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であることを確認する。この場合に、当該第三者へ提供するにあたって、当該第三者における当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の全てを実施し、個人情報の本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ・ 相当措置の実施状況、当該措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - ・ 相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置等を実施すること。
 - ・ 相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは第三者提供を停止すること。
- ⑬ 上記①～②、④～⑧及び⑩～⑫の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。